

環境法政策レポート

DAIKAN

CONTENTS 「環境法政策を読む」 . . . 1

「環境法政策を読む」 循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の点検 2

中央環境審議会循環型社会部会

第 19 回

第三次循環基本計画（平成 25 年 5 月）に基づく施策の推進状況の第 3 回目の評価・点検の結果が取りまとめられた。本計画は、最終処分量の削減などこれまで進展してきた廃棄物の量に着目した施策に加え、循環の質にも着目し、リサイクルに比べ取組が遅れているリデュース・リユースの取組強化、有用金属の回収、安心・安全の取組強化、3R 国際協力の推進等を新たな政策の柱と据えた計画である。

各主体の、本計画が決定された以降に実施された施策を中心として、取組指標・ヒアリング結果を踏まえて、その取り組みについて進捗状況の点検を実施している。

□ IV 取組指標・ヒアリング結果等を踏まえた、各主体の取組状況及び評価・課題**第 3 節. 事業者の取組【廃棄物処理業者・リサイクル業者のみ抜粋】**

廃棄物処理業者・リサイクル業者は、生活環境の保全と衛生環境の向上を確保した上で、廃棄物を貴重な資源として捉え、そこから有用資源を積極的に回収し循環利用していくことが求められます。また、廃棄物処理やリサイクルに関する技術はその高度化を図るとともに、知的財産として適正に管理していくとともに、基礎的技術など汎用性のあるもの等はより多くの事業者が活用できるよう共有していくことが期待されます。さらにアジアをはじめとする諸外国の廃棄物・3R 技術の高度化に貢献していくことも期待されます。

【廃棄物処理業者・リサイクル業者】**〔関連指標〕**

(目標を設定する指標)

○循環型社会ビジネス市場規模

平成 26 年における循環型社会ビジネス市場の市場規模は、目標の基準年である平成 12 年の約 1.2 倍となっている。目標は、平成 32 年度に平成 12 年度の約 2 倍としており、達成に向けての取組が必要となっている。

「環境法政策を読む」循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の点検 2

○電子マニフェストの普及率

電子マニフェストの普及率（電子化率）は、年々増加しており、平成 23 年度以降は約 5% ずつ増加し、平成 27 年度に 42% となった。平成 28 年度 50% という目標に向かって推移している。

（推移をモニターする指標）

○優良認定された産業廃棄物処理業者数

平成 28 年 10 月末現在、優良認定業者数は 1,058 社、優良認定・優良確認許可数は 7,781 件となり、平成 23 年 4 月の制度運用開始以来、優良認定された産業廃棄物処理業者数が着実に増加している。

○不法投棄の発生件数・投棄量

不法投棄の新規判明件数は、ピーク時の平成 10 年代前半に比べて、大幅に減少しており、一定の成果が見られる。一方、平成 27 年度でいまだに年間 143 件、総量 16.6 万トン（5,000 トン以上の大規模事案 3 件、計 14.7 トン含む。）もの悪質な不法投棄が新規に発覚し、後を絶たない状況にある。

〔評価・課題〕

廃棄物処理業者・リサイクル業者

○優良認定された産業廃棄物処理業者数は着実に増加し、また、循環型社会ビジネスの市場規模は、少しずつ増加はしてきているものの、目標達成にむけて、育成に向けた更なる取組を積極的に行う必要があります。

○取組の規模拡大や多角化ができるような国、自治体、排出事業者の連携が重要になります。そのためには技術面や民間委託に対する理解等が必要になります。一方でユニバーサルサービスとして利益が上がらない地域でもサービスを提供しなければならず自治体との役割分担も重要となります。

○今後、人口減少等によって人手が不足するといった問題もあります。効率的な処理体制の検討や、優良な廃棄物処理業者・リサイクル業者の支援を検討することも必要になります。

○今後再生材の利用を促進する上では製造業者や単独業界だけの取組では難しい点もあり、再生材の品質の向上も含めた取組が必要です。

■ 事業者における留意点

第 5 次環境基本計画は、平成 30 年 3 月頃の閣議決定を予定して審議が開始されている。第 4 次循環型社会推進基本計画については、本年 7 月頃に循環部会からの「策定のための具体的な指針（意見具申）、環境大臣からの中央環境審議会へ計画見直しの諮問を経て、循環部会での審議を行い平成 30 年 4～6 月頃を目途に答申、閣議決定の予定となっている。

本点検は、「物質循環の確保と循環型社会構築のための取組」について点検が行われた第 4 次環境基本計画の点検報告書も踏まえたものとなっている。事業者として、循環型社会構築のための取組がますます重視、実行されていく動向に注視していく必要がある。